

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 12 月 7 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第1600703号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第1600309号

第1 結論

請求者のA社における平成18年12月8日の標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

平成18年12月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和44年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年12月8日

年金事務所からの連絡によりA社の請求期間に係る標準賞与額の記録がないことを知った。

調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

金融機関から提出された請求者に係る取引明細表及びA社における請求期間当時の事業主の陳述により、請求者は、請求期間に同社から賞与を支給されていたことが認められる。

また、A社の複数の同僚が保有する平成18年12月の賞与支給明細書により、いずれも賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記取引明細表において確認できる振込額及び上記賞与支給明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年12月8日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600706 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600311 号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月10日の標準賞与額を102万2,000円、同年12月10日の標準賞与額を101万6,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和40年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月10日
② 平成15年12月10日

請求期間①及び②について、預金通帳により賞与が支払われていることが確認できるので、調査の上、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写し並びに複数の同僚が保有する賞与明細書及び預金通帳の写しにより、請求者は、請求期間①及び②において、A社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、上記複数の同僚が保有する請求期間①及び②に係る賞与明細書により、いずれも当該賞与額から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間①及び②において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記請求者から提出された預金通帳の写し並びに複数の同僚が保有する賞与明細書及び預金通帳の写しにより、請求期間①は102万2,000円、請求期間②は101万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社

会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600781 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600312 号

第1 結論

請求者のA社（現在は、B社）における平成17年10月1日から平成18年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成17年10月から平成18年7月までの標準報酬月額については、47万円から59万円とする。

平成17年10月から平成18年7月までの訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和32年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年10月1日から平成18年8月1日まで

平成17年10月に、C社からA社へ、給与は同じ条件で転籍したが、ねんきん定期便により、請求期間の標準報酬月額が転籍前の59万円から47万円に減額になっていることが分かった。B社からの回答には納得できないので、標準報酬月額の記録を59万円に訂正し、年金額に反映してほしいが、年金額に反映しないとしても事実に即した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者は、請求期間に係る標準報酬月額の記録を年金額に反映する記録に訂正してほしい旨主張しているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正等が行われるのは、上記の認定額がオンライン記録を上回る場合である。

請求期間については、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は47万円と記録されているところ、B社から提出された請求者に係る源泉徴収簿兼賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額の47万円であることが確認できることから、記録の訂正是認められない。

2 請求者は、請求期間に係る標準報酬月額の記録を年金額に反映しないとしても、事実に即した記録に訂正してほしい旨主張しているところ、B社は、請求者の平成17年10月に係る厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額は、社員給与規程で定めている基準内賃金（仕事給、実績給及び職責加給）に通勤交通費を加えた金額を報酬月額として届出しており、請求期間に係る標準報酬月額は47万円と決定されている。

しかしながら、日本年金機構は、上記に加え外勤手当及び食事補助を含めて算定すべきであり、これに基づき決定される標準報酬月額は59万円である旨回答している。

以上のことから、請求者のA社における請求期間の標準報酬月額に係る記録を、59万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第1501304号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第1600308号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和49年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。同社の退職日は平成11年3月31日であり、厚生年金保険料が控除されている同年3月分の給与明細書を提出するので、厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の給与明細書により、請求者の平成11年4月支給の給与から同年3月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の記録によると、請求者のA社における離職日は、平成11年3月30日であることが確認でき、オンライン記録における厚生年金保険被保険者資格喪失年月日と符合している。

一方、厚生年金保険法第19条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、同法第14条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされているところ、請求者のA社における被保険者資格の喪失日は、平成11年3月31日であることから、同年3月は、厚生年金保険の被保険者期間には算入されない。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、適用事業所ではなくなった際の代表取締役は、実質的経営に関与しておらず、請求者に係る在籍等は不明である旨回答している。

さらに、A社の請求期間当時の代表取締役及び総務、経理責任者は、当時の資料の所在は不明である旨陳述しており、請求者の勤務状況を確認できない上、請求者が名前を挙げた上記請求期間当時の代表取締役、総務、経理責任者及び二人の同僚の計4人並びに請求期間に被保険者記録がある従業員27人のうち回答のあった20人は、請求者の同社における勤務期間を覚えていない旨

回答及び陳述していることから、請求期間における勤務実態を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600702 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600310 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日又はB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 12 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 昭和 59 年 9 月 1 日から同年 11 月 21 日まで
② 平成 8 年 12 月 1 日から平成 9 年 4 月 29 日まで
③ 平成 9 年 4 月 29 日から同年 5 月 1 日まで

A社又はB社に勤務した期間のうち請求期間①の厚生年金保険の加入記録がない。

また、C社に勤務した期間のうち、請求期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与支給額に比べ低く記録されており、さらに、請求期間③の厚生年金保険の加入記録がない。調査の上、請求期間①及び③の厚生年金保険の被保険者期間並びに請求期間②の標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、B社に係る商業登記簿謄本により、請求者は、請求期間①において同社の代表取締役であったことが確認でき、A社及びB社において厚生年金保険の被保険者記録がある従業員の回答により、請求者は、請求期間①において、B社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 59 年 11 月 21 日であり、請求期間①において同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、請求者は、従業員数は自身を含め 4 人であった旨陳述していることから、請求期間①において同社は厚生年金保険における適用事業所としての要件を満たしていなかったことがうかがえる。

また、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくっており、同社に係る商業登記簿謄本においても解散していることが確認できる上、請求者も請求期間①当時の資料を保有していない

ことから、同社における請求者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

一方、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、同社に係る商業登記簿謄本で確認できる請求者の取締役辞任日（昭和 59 年 8 月 31 日）及び請求者の雇用保険記録における離職日（昭和 59 年 8 月 31 日）と符合していることが確認できる。

また、請求期間①にA社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会を行ったものの、請求者の同社における具体的な勤務期間を記憶している者はおらず、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料が、給与から控除されていたことをうかがわせる回答は得られなかった。

さらに、A社は、請求期間①当時の資料は保管しておらず、請求者も給与明細書等を保有していないことから、同社における請求者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、A社又はB社において、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②について、請求者は、C社における給与が 30 万円から 50 万円に昇給したと主張しているところ、請求者から提出された預金通帳及び金融機関から提出された流動性預金取引明細表により、平成 8 年 12 月から平成 9 年 4 月までの期間において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額（30 万円）よりも高い金額（43 万 25 円）が、毎月末に給与として振り込まれていることが確認できる。

しかしながら、請求期間②及び③当時のC社の経理及び社会保険事務担当者が、同社における給与は月末締めの当月末日払いであり、保険料の控除方法は翌月控除であった旨回答していることを踏まえ、上記預金通帳及び流動性預金取引明細表により確認できる当該期間の振込額を検証したところ、当該振込額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額（30 万円）に基づく厚生年金保険料等を控除した場合の振込額と概ね一致する。

請求期間③について、上記担当者が、給与は月末締めの当月末日払いであった旨回答しているところ、上記預金通帳及び流動性預金取引明細表において、平成 9 年 3 月 31 日及び同年 4 月 30 日にC社から給与として振り込まれている金額が同額であることから判断すると、請求者は請求期間③において、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、請求者は、健康保険厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日である平成 9 年 4 月 29 日に健康保険任意継続被保険者資格を取得していることが確認できる上、請求期間③に係る厚生年金保険料の控除について、上記預金通帳及び流動性預金取引明細表により確認できる振込額を検証したところ、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが推認できる。

また、請求期間②及び③について、C社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会を行ったものの、請求期間②において請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる回答は得られず、また、請求期間③において請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間③に係る厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる回答は得ら

れなかった。

さらに、C社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社に係る商業登記簿謄本においても解散していることが確認できる上、請求期間②及び③当時の事業主は既に死亡しており、上記担当者は、請求期間②及び③当時の資料は保管していない旨陳述していることから、請求者の請求期間②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、C社において、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできず、また、請求期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600847 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600313 号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（続柄） : 女（妻）

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 24 年生

住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 10 年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 2 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

私の夫（訂正請求記録の対象者）は、昭和 63 年 9 月に C 社に入社し、平成 2 年 4 月 1 日から同年 8 月 31 日まで、社命により A 社に出向し勤務していた。平成 2 年 9 月 1 日から再び C 社に戻り、継続して勤務したが、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

C 社を平成 12 年に合併した D 社から提出された「社員の派遣に係る覚書」によると、C 社は、訂正請求記録の対象者に対し平成 2 年 4 月 1 日付けで休職発令を行い、A 社に派遣したことが確認できる。

また、当該覚書によると、派遣期間は 1 年とし、期間満了の 1 か月前までに両社のいずれかから更新しない旨の通知がない限り、同一条件をもって更新する旨定められているが、D 社から提出された「辞令」によると、訂正請求記録の対象者は、平成 2 年 9 月 1 日に C 社に復職を命ぜられたことが確認できる。

一方、雇用保険の加入記録によると、訂正請求記録の対象者は、B 社を平成 2 年 8 月 30 日離職、D 社 E 事業本部で同年 9 月 1 日に資格取得と記録され、厚生年金保険の記録と符合していることが確認できる。

また、F 厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員番号払出簿及び B 社から提出された

保険台帳によると、訂正請求記録の対象者の資格喪失年月日は平成2年8月31日（離職日の翌日）と記録され、厚生年金保険の記録と一致しており、訂正請求記録の対象者のA社における請求期間の勤務が確認できない。

さらに、B社は、訂正請求記録の対象者は平成2年8月30日に退職し、同年8月分の厚生年金保険料は控除していないと回答している。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。